

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則（平成2年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成17年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

**第2条** 条例第2条第3項に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- （1） 垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
- （2） 装飾塔、電波塔その他これらに類するもの
- （3） 高架鉄道、橋梁及び横断歩道橋
- （4） 煙突
- （5） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

（デザイン委員会の組織）

**第3条** 条例第7条第1項に規定するデザイン委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、町民、公共的団体の代表者及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

**第5条** デザイン委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（デザイン委員会の会議）

**第6条** デザイン委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 デザイン委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 デザイン委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（特別委員）

**第7条** デザイン委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者から町長が委嘱する。

3 特別委員は、会議に出席し、良好な景観づくりに関して助言、提言をすることができる。

（幹事）

**第8条** デザイン委員会に幹事を置き、町職員のうちから町長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて事務に従事する。

（軽微な変更）

**第9条** 条例第8条第6項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる事項以外の変更をいう。

- （1） 良好な景観づくりの方針に関する事項
- （2） 公共施設の整備方針に関する事項
- （3） 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項
- （4） 景観重要公共施設の整備に関する事項

（住まいづくり相談所の開設）

**第10条** 条例第15条に規定する住まいづくりに関する相談所（以下「住まいづくり相談所」という。）

は、毎月、町長が定める日に開設するものとする。

(住まいづくり相談員の設置)

**第11条** 町長は、良好な景観づくりを積極的に進めるため、住まいづくり相談員（以下「相談員」という。）を置くものとする。

2 相談員は、知識、学識経験を有する者から町長が委嘱する。

3 相談員は、前条の規定により開設する相談所において、住民等からの次に掲げる相談等に応じ、条例第3条に規定する環境デザイン協力基準及び条例第8条第1項に規定する景観計画に定める景観形成基準に基づく助言、指導等を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(1) 法第16条第1項に規定する届出行為に関する相談及び条例第16条に規定する事前協議

(2) その他良好な景観づくりに係る建築物、工作物等の建築等に関する相談

(相談員の任期)

**第12条** 相談員の任期は、2年とする。

2 相談員は、再任されることができる。

(事前協議)

**第13条** 条例第16条の規定による事前協議をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行の方法等を記載した景観計画区域における行為の届出書・事前協議書（様式第1号）に、当該行為に係る条例別表に掲げる書類を添付して行うものとする。

2 町長は、前項に規定する事前協議を、住まいづくり相談所において、住まいづくり相談員に行わせることができる。

3 第1項の規定による事前協議書は、町長との協議が整ったときは、次条に規定する届出書とみなすことができる。

(行為の届出)

**第14条** 条例第17条の規則で定める届出書は、景観計画区域における行為の届出書・事前協議書（様式第1号）とする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の標識の設置)

**第15条** 法第21条第2項及び第30条第2項に規定する規則で定める標識は、次に掲げる事項を表示して設置するものとする。

(1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称

(2) 指定年月日及び指定番号

(3) 所有者又は管理者名

(4) その他町長が必要と認める事項

(景観づくり活動団体の届出内容の変更の届出)

**第16条** 条例第24条第1項の規定による届出は、景観づくり活動団体届出事項変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(優良な景観建築物等の認定)

**第17条** 条例第28条の規定により町長が認定することができる優良な景観建築物等は、次に掲げる各号のいずれかに該当する建築物等とする。

(1) 地域の歴史、文化、伝統の特色を表している建築物等

(2) 環境デザイン協力基準及び景観計画に定める景観形成基準に適合し、かつ、デザインに工夫があり、周囲の景観と調和している建築物等

(3) 前各号に掲げるもののほか、うるおいのある美しいまちづくりの推進に資すると認める建築物等

(認定の方法)

**第18条** 前条の規定による認定は、認定証を授与して行うものとする。

(優良な景観建築物等の募集の方法)

**第19条** 優良な景観建築物等の募集の方法は、一般公募によるものとする。

2 町長は、前項の公募にあたり、あらかじめ、対象建築物等の種類、用途、完成年次その他を限定することができる。

3 応募しようとする者は、町長が別に定める応募用紙に、町長が指定する図書を添付して応募するものとする。

(助成の対象経費)

**第20条** 条例第29条に規定する助成の対象となる経費は、次に掲げる各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 条例第11条に規定する協議会が、良好な地域づくり、景観づくりの推進のための計画策定に要する経費
- (2) 住まいづくり相談所において、住まいづくり相談員の指導、助言を受け、かつ、条例第3条に規定する環境デザイン協力基準に適合していると認める建築物等の建築等に要する経費
- (3) 既存の広告物を、条例第3条に規定する環境デザイン協力基準に適合させるために要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長がうるおいのある美しいまちづくりの推進に資すると認める行為に要する経費  
(助成金の交付申請者)

**第21条** 助成金の交付申請者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号に規定する経費に要する助成金にあつては、計画策定に係る協議会の代表者
- (2) 前条第2号に規定する経費に要する助成金にあつては、建築物等の所有者
- (3) 前条第3号に規定する経費に要する助成金にあつては、広告物の所有者
- (4) 前条第4号に規定する経費に要する助成金にあつては、うるおいのある美しいまちづくりの推進に資すると認める行為を行った者  
(助成金の額)

**第22条** 助成金の額は、別表の経費の区分に応じ、同表の助成限度の欄に規定する率及び額の範囲内において、町長が定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、町長の定めるところによる。
- 3 第20条第2号に定める経費に係る助成は、町長が定める額を、3年間行うものとする。  
(助成金の事前審査申請)

**第23条** 第20条第2項に規定する経費について助成を受けようとする者は、条例第17条第1項に規定する届出書にうるおいのある美しいまちづくり助成金事前審査申請書(様式第3号)を添付して、町長に申請しなければならない。

(事前審査行為完了報告)

**第24条** 前条の規定により、うるおいのある美しいまちづくり助成金の事前審査申請をした者は、同条の届出に係る行為の完了後速やかにうるおいのある美しいまちづくり助成金事前審査行為完了報告書(様式第4号)に次に掲げる図書を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 出来高設計書
- (2) 完成写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書  
(事前審査)

**第25条** 町長は前条の報告を受けたときは、速やかに助成の可否を決定し、その旨を報告者に通知しなければならない。

- 2 町長は、助成の可否を決定するために必要と認めるときは、現地を調査することができる。  
(助成金の交付申請)

**第26条** 助成金の交付を受けようとする者は、うるおいのある美しいまちづくり助成金交付申請書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 第20条第1号の計画策定に係る助成金にあつては、事業見積書及び事業位置図
  - (2) 第20条第2号から第4号に係る助成金にあつては、助成金交付対象行為の見積書及び条例第17条に規定する別表に掲げる書類等のうち町長が指定するもの
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要とする書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の事前審査で助成の決定があった者は、前項各号に掲げる図書の添付は要しないものとする。  
(助成金の交付申請の時期)

**第27条** 助成金の交付申請の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第20条第1号、第3号及び第4号に規定する経費に係る行為にあつては、当該行為に着手する前とする。
- (2) 第20条第2号に規定する経費に係る行為にあつては、助成の対象となる建築物の固定資産

税が賦課される年度の4月1日から4月30日までの期間内とする。

(実績報告)

**第28条** 助成対象者は、助成対象行為が完了したときは、速やかに、うるおいのある美しいまちづくり助成金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に報告するものとする。

- (1) 第20条第1号の経費に係る行為にあつては、策定した完成図書及び当該行為に要した請求書の写し
- (2) 第20条第2号から第4号の経費に係る行為にあつては、当該行為の完成後の写真及び請求書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(助成金の交付決定)

**第29条** 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、その旨を第21条に規定する助成金の交付申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

**第30条** 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、うるおいのある美しいまちづくり助成金請求書(様式第7号)により、町長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

**第31条** 町長は、前条の請求を受けたときは、当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(委任)

**第32条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 別表

経費	助成限度		備考
	率	金額(円)	
1 住宅、店舗の新增築に係る部分の固定資産税額に相当する額	10/10以内	100,000	
2 既存の広告物等を広告物等の設置基準に適合させるために要する経費	1/2	50,000	
3 その他町長が、うるおいのある美しいまちづくりのため必要と認めた行為に要する経費	その都度町長が定める額とする		

様式(省略)